

## 書面によらない贈与の解除 H21-09-1 <<#380>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、生活の面倒をみてくれている甥のBに、自分が居住している甲建物を贈与しようと考えている。AからBに対する無償かつ負担なしの甲建物の贈与契約が、書面によってなされた場合、Aはその履行前であれば贈与を解除することができる。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 書面によらない贈与の解除

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。（民法 550 条）

### <<補講>> 不動産贈与

不動産の引渡しがあれば移転登記が済んでいなくても、履行は終わったものとされる。（最判昭 31.1.27）

不動産の移転登記があれば引渡しが済んでいなくとも、履行は終わったものとされる。（最判昭 40.3.26）

⇒ 引渡し、移転登記のいずれかがあれば、履行は終わったものとされる

た

贈与

書面  $\Rightarrow$  解除 NG

書面による  $\Rightarrow$  履行 未 解除 OK  
 $\downarrow$   
引渡し OK